

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、循環型社会の形成に寄与するため、別表1に掲げる者が、産業廃棄物の発生抑制または資源化に係る事業のうち、別表2に掲げる事業を行う場合に要する経費に対し、産業廃棄物減量化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「発生抑制」とは、原材料、製品等が産業廃棄物となることの抑制のことをいう。

2 この要綱において「資源化」とは、「再使用」または「再生利用」を行い、産業廃棄物を資源として活用することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表1に定めるところによるほか、県税を滞納するなど法令に抵触し助成することが適当でないと認められる事業者でない者、規則第4条第2項各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象者が行う別表2に定める事業の実施に必要な経費について、知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率および補助額)

第5条 補助率および補助額は別表3に定める。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表4に定める経費とする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第8条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）として適当かつ効果的であると認めたときは、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の審査にあたっては、別に定める審査会の意見を聴かななければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定による補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(補助金の交付の決定)

第10条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第3号)により行う。

2 前項の交付決定の通知に通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が到達してから30日以内とする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から14日以内にその旨を記載した文書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに変更承認申請書(様式第4号)または中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分または内容を変更しようとするとき。

ただし、次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分相互間で配分変更する場合であつて、そのいずれか低い額の20%以内の変更をする場合。

イ 補助事業の目的および能率に影響を及ぼさない範囲の原材料、副資材等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他細部変更をする場合。

(2) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認に当たっては必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第 6 号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了の日から 7 日以内に実績報告書(様式第 7 号)を知事に提出しなければならない。

2 第 9 条第 2 項のただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(検査および報告の徴収)

第 16 条 知事は、第 14 条に定める実績報告書を受領したときは、実績報告書の内容について速やかに検査するものとする。

2 知事は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

(1) 補助事業の内容に要した経費の支出状況についての検査

(2) その他知事が必要と認めた検査

3 知事は、前項の内容を検査する際、必要に応じ申請者に対して参考となるべき報告および資料の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 17 条 知事は、前条の検査の結果、事業の実施に要した経費が適合すると認めるときは、補助対象経費の実支出額に別表 3 に定める補助率を乗じて得た額と、配分された補助金の額のいずれか低い額を確定額とし、補助金確定通知書(様式第 9 号)により補助申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の決定通知に通常要すべき標準的な期間は、第 14 条の規定による実績報告が到達してから 30 日以内とする。

(補助金の概算払交付請求および支払)

第18条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の一部について概算払いにより交付を行うことができるものとする。

2 補助事業者は、概算払いによる補助金の支払いを受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理および処分)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了後も、当該事業により取得し、または効用が増加した機械等もしくは施設設備等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産処分制限期間(通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日付け)に定める補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間に相当する期間をいう。)を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第11号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格または増加価格が500,000円未満のものはこの限りではない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を県に納付させることができるものとする。

(補助金交付後の事業の経過報告)

第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の運営状況等もしくは産業廃棄物の発生抑制または資源化の状況を記載した経過報告書(様式第12-1号、様式第12-2号、様式第12-3号)を作成し、知事に提出しなければならない。

(工業所有権に関する届出)

第21条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権または意匠権(以下「工業所有権」という。)を補助事業年度または補助事業年度の終了後3年以内に出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後10日以内に工業所有権届出書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第22条 知事は、第19条の規定による財産処分、前条の規定による工業所有権の移転等またはその他補助事業の成果の実用化もしくは製品化により収益が生じたと認めるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(成果の公開)

第 23 条 知事は、実績報告書および経過報告書の提出があった補助事業について、その成果のうち補助事業者が不利益となる情報を除き公開することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく事業計画書の提出、第 9 条の規定に基づく交付の申請、第 11 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条の規定に基づく補助事業の変更承認申請もしくは中止（廃止）承認申請、第 13 条の規定に基づく補助事業遅延等の報告、第 14 条の規定に基づく実績の報告、第 15 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告、第 18 条第 2 項に基づく概算払の交付請求、第 19 条第 2 項の規定に基づく財産処分承認申請、第 20 条の規定に基づく経過報告または第 21 条の規定に基づく工業所有権届出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 25 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 8 日に改正し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 14 日に改正し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日に改正し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 29 日に改正し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日に改正し、令和 3 年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日に改正し、令和 4 年度分の補助金に適用する。

別表 1（第 3 条関係）

事業の区分	補助対象者
研究開発事業	<p>滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者もしくは再生品製造業者または構成員の 2 分の 1 以上がこれらの事業者で構成される法人格を有する団体とする。</p> <p>また、過去 3 年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外となる。</p>
施設整備事業	<p>滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者または構成員の 2 分の 1 以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体とする。</p> <p>また、過去 3 年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外となる。</p>
販路開拓事業	<p>滋賀県産業廃棄物減量化支援事業により開発もしくは改良された製品、滋賀県リサイクル認定製品の製造事業者または構成員の 2 分の 1 以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体とする。</p>

別表 2（第 4 条関係）

事業の区分	補助対象事業
研究開発事業	<p>次のいずれかに該当する研究開発事業。（大学または研究機関との連携により行う場合を含む。）</p> <p>ア 産業廃棄物の発生抑制または資源化を目的とする技術の研究開発</p> <p>イ 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発</p> <p>ウ 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発</p>
施設整備事業	<p>次の要件をすべて満たす施設整備事業。</p> <p>ア 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。</p> <p>イ 産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いと認められること。</p> <p>ウ 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、当該施設整備に係る関係法令を遵守していること。</p>
販路開拓事業	<p>次のいずれかに該当するリサイクル製品の販路開拓事業。</p> <p>ア 研究開発事業もしくは施設整備事業で採択された事業において開発されたりサイクル製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制または資源化に寄与する事業</p> <p>イ 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制または資源化に寄与する事業</p>

別表 3 (第 5 条関係)

事業の区分	補助率	補助額
研究開発事業	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 研究テーマにつき 1,000 千円以上 5,000 千円以下
施設整備事業	補助対象経費の 10 分の 1 以内 (ただし、施設整備事業のうち中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)で定められている中小企業者または構成員の 2 分の 1 以上が県内中小企業者で構成される法人格を有する団体が実施するものの補助率は補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。)	1 施設設備につき 500 千円以上 10,000 千円以下
販路開拓事業	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 事業につき 100 千円以上 500 千円以下

別表 4 (第 6 条関係)

事業の区分	補助対象経費
研究開発事業	材料費・消耗品費、旅費、謝金、機器設備賃借料、機器設備費、保守・改造修理費、外注費、資料費、委託費およびその他特に知事が認める経費
施設整備事業	構築物費、機械装置費、工具器具費、付帯工事費およびその他特に知事が必要と認める経費
販路開拓事業	展示会・商談会等への出展料または出品料、広告宣伝費(チラシ、パンフレット、商品カタログ等の製作費)およびその他特に知事が認める経費